

地方からの提案個票

<関係府省第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
16	障害者支援施設における設備基準等の見直し	1
4	国への返還金に関する取扱いの見直し	3
18	福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し	14
21	児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し	16
9	土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	18
11	保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し	20
27	国民健康保険関係事務の見直し	27
34	離島活性化交付金等事業計画の廃止等	37
32	導入促進基本計画の策定の廃止等	39

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	272	重点募集 テーマ	○（人口減少地域等におけるサ ービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

障害者支援施設における設備基準等の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

具体的な支障事例

本県の中山間地域では、障害者支援施設が無い地域があるため、両親の高齢化等により家庭での支援が限界を迎えたことにより、障害者支援施設への入所を希望されたとしても、近くの施設に入所できないケースが生じている。

一方で、過疎化の進展により、将来的に地域の特別養護老人ホームに空床が増加する見込みであり、このスペースに障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応することができ、行政サービスの維持・向上が図られると期待される。

しかしながら、省令により、障害者1人あたり9.9㎡以上の床面積が必要ということや、サービス管理責任者のうち1人以上は常勤であること、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要するといった基準が定められており、当該基準が障壁となって障害者支援施設の併設が進まず、中山間地域における既存施設の有効活用に課題が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の県島嶼会要望で施設の有効活用に関する要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

省令の基準を参酌基準化することにより、地域の実情に応じた行政サービスの維持・向上、既存施設の有効活用が期待される。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項、第84条第1項、第2項
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号、第2号、第4号、第9条第1項第1号、第10条第2項第2号ハ、第1条第1項第22号ホ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号、第2号、第4条第1項第1号ホ、第6条第2項第2号ハ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、兵庫県、沖縄県

○障害者支援施設（入所施設）の基準が緩和されることで、入所検討先としての選択肢が広がり、当該障がい者等に対するサービス向上につながると思われる。

各府省からの第1次回答

ご指摘の障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に利用者1人あたりの面積及びサービス管理責任者の配置については「従うべき」基準、入所定員の基準については「標準とすべき」基準としている。

このため、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えているが、一方で、中山間地域等においてサービス提供体制の維持・確保を図ることは重要であり、中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方について、実態や関係者の意見等を踏まえながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁・厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	352	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費(約2億円)の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考え。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

各府省からの第 1 次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しておりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	173	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県の方に強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和6年6月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和6年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	352	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費(約2億円)の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考え。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

各府省からの第 1 次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しておりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁・厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	103	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の全国平準化

提案団体

岐阜県、新潟県、三重県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている（※）社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。
 ※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

具体的な支障事例

福祉サービス第三者評価事業については、国の指針・ガイドラインを踏まえ、各都道府県において、第三者評価機関の認証、評価調査者の研修を実施しており、都道府県ごとに制度の詳細が異なっている状況にある。このため、複数の都道府県で活動する第三者評価機関は、各都道府県において別々に認証を受ける必要があるほか、評価機関に所属する評価調査者も、複数の都道府県で活動するためには、各都道府県の研修をそれぞれ受講する必要があるため、事業を担う評価機関・評価調査者の確保が難しくなっている。
 また、都道府県においても、ごく少数の希望者のために養成研修等を実施する必要があるなど非効率が生じており、養成研修を実施できていない都道府県も存在している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に、当県及び隣県で評価事業を行う機関が存在しており、当該機関は各県でそれぞれ認証を受ける必要があるほか、当該機関に所属する評価調査者についても、複数県で養成研修・継続研修を受講しなければならない状況となっている。
 また、複数県での認証更新、研修受講の負担が大きいことから、他県に所在する評価機関が当県での認証を更新しないといった事例も生じており、事業の担い手の確保に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国一律で評価機関の認証、評価調査者の研修等を行うことで、都道府県をまたぐ形で評価事業を行う評価機関・評価調査者の負担が軽減され、事業の担い手の確保が図られる。
 また、全国一律の制度として、統一かつ大規模な普及啓発を行うことが可能となるため、事業の認知度の向上につなげることができ、国民のサービス選択に資する情報を提供するとともに、サービス提供事業者第三者評価を受審するインセンティブを付与することにもつながると期待される。

根拠法令等

社会福祉法第78条第2項

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。平成 30 年 3 月 26 日最終改正)
「都道府県推進組織に関するガイドライン(上記指針別添 1)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口県、宮崎県

—

各府省からの第 1 次回答

福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするとともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。

評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。

福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。

本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。

なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方に基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設の数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。

ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに依拠して認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	340	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。

具体的な支障事例

申請者が老齢年金を受給している場合、法令上年金額を上回る手当額のみ受給可能である旨を説明しているが、公的年金の中でも取り扱いに差異があることなどが原因で合理的な説明が難しい状況である。

具体的には、障害基礎年金を受給する場合、子の加算部分のみが比較調整対象になることが挙げられる。子の加算部分に限定した法改正の根拠には「就労ができなくとも、手当額から控除される」状況を回避するためとあるが、老齢年金を受給中の場合にも同様のことが言えると考えられる。

また、老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことから、児童扶養手当及び公的年金が「稼働能力の低下に対する所得保証」であり、趣旨が重複しているため控除の対象とするの考え方は、制度の変遷の中で矛盾を生じる原因となっている。

老齢年金のみで生活をしている場合、その総所得金額は児童扶養手当の所得制限限度額を下回る金額で生活をしている場合が多く、老齢年金のみでこどもの養育をするのに十分な手当が支給されているとは言い難い。そのため、児童扶養手当の所得制限限度額の趣旨も考慮して、実態に則した手当額の算定をすべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

老齢年金の受給額が児童扶養手当を上回る場合に手当が停止することに対して、受給者が趣旨を理解できず、審査請求に発展している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公的年金の中での取り扱いの差異が解消され不公平感がなくなり、かつ、受給者への合理的な説明が可能になる。

老齢年金のみの受給で、総所得金額が所得制限限度額を下回っている受給者に手当が支給されることで、本来に必要な市民への手当支給が可能になる。

根拠法令等

児童扶養手当法第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、館林市、柏市、浜松市、富士市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、養父市、大栗市、高知市

○老齢年金を繰り上げて受給していることが後から発覚した養育者から、過払い分を返還してもらいたい事案があった。返還を求めている中で、「なぜ併用ができないのか。生活に困っているのに、返還なんて難しい。今後どうやって生活していけばいいのか。」という話になった。確かに、老齢年金は子どもの養育のために受け取っているわけではないので、検討が必要と感じる。

○対象児の母が離婚後に子を監護していたが、母の養育放棄により対象児の祖父母が孫を監護しているケースで、受給者である祖父が老齢年金を受給したために、年金併給の調整により手当が全部停止になった。かつ、年金受給の届出が受給開始から約一年経過していたため、年金の受給開始に遡って手当返還の必要が生じた。分割での返還を予定しているが、年金収入をもとに生活しており、対象児の生活費や進学に係る費用についても負担しなければならない状況のため、返還が困難な状況になっている。

○提言が実現することにより、実態に則した手当の支給が可能になる。

○直系の4等親内の親族のひとり親等（例：祖母）が老齢年金を受給し、児童を監護している者の児童扶養手当支給額の算定は、老齢年金以外の収入、所得額を算定する等に、規定の変更を願いたい。老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことは、原提案と同意見である。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当と公的年金については、

- ・「稼働能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、
- ・稼働能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではない

ため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものであり、児童扶養手当の趣旨や他制度との関係、財源等の課題も踏まえると、御指摘の改正は困難なところ。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省・国土交通省・環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	127	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。

具体的な支障事例

公有地の拡大の推進に関する法律により、土地開発公社の解散において、「清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない」と規定がある。インターネット版官報の普及により、3回公告する必要性が感じられず、また、掲載までの2週間に、校正事務も発生し、地方公共団体の負担となっている。

このほか、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても、同様の制度となっており、併せて見直されたい。

なお、会社法においては、会社解散時の債権者保護手続きとして、1回以上の官報公告となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間企業と比較すると、官報掲載のための時間や費用が3倍となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

官報掲載のための時間や費用が1/3となり、地方公共団体の事務負担の軽減に繋がる。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法、地方独立行政法人法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市

—

各府省からの第1次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められていることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても他制度との比較等を行い、対応について検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	169	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化

提案団体

小千谷市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定疾病療養受療証を利用している被保険者が保険を異動する場合において、現行制度上、被保険者が再度医療機関を受診し、医師の意見書を取得した上で再度認定をうけるために申請が必要となっているところ。マイナンバーカードの情報連携等を活用し、異動時に医師の意見書の再取得を不要とするよう手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

社会保険から国民健康保険に切り替わる際に被保険者自身が特定疾病療養受療証について失念する等の理由により、3回も来庁する結果となり利用者に不親切であり、非効率なシステムとなっているところ。

具体例

- (来庁1回目) A は会社を退職し、社会保険喪失証を持参し、国民健康保険加入手続のために来庁
社保喪失票には「社保の特定疾病」情報がなく、当市側には A の療養情報は手元にないため、特に何も言及なし。
 - A が病院で保険変更を伝えたところ、「国保の特定疾病療養受療証」が必要と言われる。
 - (来庁2回目) A は来庁し、「国保の特定疾病療養受療証」の申請書を提出
そこで、A は当市から「国保の特定疾病療養受療証の申請のため、再度病院へ行き、医師の意見書取得が必要」と伝えられる。
 - A は再度病院へ来院し、医師の意見書を取得
 - (来庁3回目) A は来庁した上で「国保の特定疾病療養受療証」の手続きを行った。
- 上記のように住民サービスにおいて非効率であり、住民に負担を強いる制度となっている。
マイナンバーカードの活用等情報連携の強化により、以下のとおり制度改正を求める。
- ・特定疾病療養受療証の情報を自治体が把握することができること。
 - ・被保険者の負担軽減のために医師の意見書の再提出を求めないこと。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年4月3日に国民健康保険の特定疾病手続のため、市役所と病院を2往復した住民から事務改善の要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・住民サービスの大幅な向上
- ・自治体事務の効率化・簡素化

根拠法令等

健康保険法施行規則第 99 条、国民健康保険法施行規則第 27 条の 13、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第8号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、北上市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市

- 特定疾病の対象者かどうかをマイナンバー情報連携で確認できることで申請の負担軽減につながると考える。
- 情報連携を活用し事務処理ができるのであれば、全国の統一基準として改正されることを望む。

各府省からの第 1 次回答

特定疾病療養の認定については、国民健康保険法施行規則第 27 条の13第1項及び第2項に基づき、市町村に申請書を提出することとし、その申請書には医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類（以下「添付書類」という。）を添付することとされている。

添付書類については、保険者が特定疾病療養の認定を行う際に、申請者が当該疾病にかかっていることを確認するために求めるものであり、保険者において添付書類の確認は必須であって、情報連携により他保険者が認定した事実に基づいて認定するような取扱いとすることは困難と考える。

なお、添付書類については、保険者が、申請者が疾病にかかっている事実を確認することができるのであれば、保険者を異動する都度新たに取得する必要はないものと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省・厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	191	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料(税)の軽減判定について調整規定を設けること

提案団体

桶川市、神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

4月1日に社会保険等に参加した者について、同日を賦課期日として算定する国民健康保険料(税)の軽減判定の対象から除外する調整規定を設けること。

具体的な支障事例

国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期によると、国民健康保険の被保険者が同法第6条各号(第9号及び第10号を除く。)いずれかに該当した場合は、当該該当日の翌日に国民健康保険資格を喪失することとなる。そのため、例えば、社会保険に参加したり、後期高齢者医療制度に参加したりした場合、加入日においては社会保険・後期高齢者医療保険と国民健康保険の被保険者資格が重複することとなる。これらの加入日が4月1日である場合、国民健康保険の資格喪失日は4月2日となるため、賦課期日(4月1日)現在は国民健康保険に参加していることとなり、当該者が世帯主以外の者である場合であっても、低所得者に対する軽減判定に含める必要がある。

国民健康保険法第56条の規定により実質的に国保給付の適用を受けない者についても、国民健康保険料(税)の軽減判定の際の計算に計上されてしまうことで、計上をしなければ国民健康保険料(税)の軽減が受けられるような同一世帯の家族等が保険料軽減を受けられなくなるというケースなどが発生してしまっている。

国保世帯の生計維持に関与しないことから、その者の所得を軽減判定所得に加えることは、軽減制度の趣旨から説明が難しい。被保険者からも苦情が出されていることもあることから、相談処理の負担軽減のためにも見直すことが望まれる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該事例に該当した世帯については、社会保険加入者に前年中の所得があったため、当該者を軽減判定に加えることによって、当該世帯に軽減の適用がされなかった。

(事例)

同一世帯(A、B)

A: 3月末時点で国保の被保険者(世帯員)、前年度所得あり。4月1日から社会保険加入、4月2日に国保資格喪失。

B: 国保の被保険者(世帯主)、前年度所得なし。

軽減措置については、賦課期日である4月1日時点の被保険者等の所得を基に計算するため、Aの所得も加算されてしまい、Bが保険料軽減措置の対象外となるケースが生じた。

Aは実質的に社会保険の適用を受け、国民健康保険の給付を受けられない状況であるにもかかわらず、国民健康保険料(税)の軽減判定に加えられた結果、Bの国民健康保険料(税)が軽減されず、苦情につながっている。

る。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①国民健康保険料(税)の公平な負担の確保
- ②加入者からの苦情等対応の軽減による市町村の負担軽減

根拠法令等

国民健康保険法第6条、第8条、第76条、第81条
地方税法第703条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、佐倉市、相模原市、鈴鹿市、亀岡市、羽曳野市、兵庫県、
尼崎市、安来市、笠岡市、新居浜市、大野城市、大村市

- 当市でも同様の支障事例が生じており、被保険者からも苦情が出されている。公平性の観点からも、見直しを図っていただきたい。
- 制度設計上、提案内容の方が望ましいと考える。
- 全く同様の事象が発生しており、年度を通じて社会保険に加入している者を国保の軽減判定に加えることにより、実態と異なる判定がされることがある。この件については全国的な事象であると思われる。
- 4月1日から社会保険に加入する被保険者は多く、当市でも同様の事象は発生している。国保税の公平な負担の確保に寄与するため。
- 説明の難しい内容であるため、全国の統一基準として改正されることを望む。

各府省からの第1次回答

減額の対象となる世帯の決定は、「国民健康保険税(料)の減額に伴う事務の取扱について」(昭和38年10月16日付け保発第110号)にて「世帯主及び賦課期日現在(賦課期日後において納税(納付)義務が発生した場合には当該納税(納付)義務が発生した日とする。)において当該世帯に属する被保険者に係る前年度の総所得金額等により行なうものであること。したがって対象世帯の決定に際しては年度途中における世帯内の被保険者の増減は考慮しないものであること。」と示しているところ。

国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期について、社会保険へ加入する場合、加入日の翌日が国民健康保険の資格喪失日となり、資格が重複する日が発生し、当該重複日が賦課期日に当たる場合、社会保険へ異動した者も軽減判定の算定に加えられるため、課題の解決にあたっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要があるものと認識している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	241	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会保険(以下、「社保」という。)における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【健康保険制度】

同じ月内に国民健康保険(以下、「国保」という。)や社保等とで資格の切り替えがあった場合、加入者がその月の健康保険料を二重払いすることがないように、月末に加入していた保険の保険者に対して、保険料を支払う仕組みとなっている。

【社保の例外】

社保は、同月得喪となった場合、月末に加入していなくても、健康保険料が発生する。(健康保険法第156条)

【支障事例】

地域住民が、同じ月内に社保への加入・脱退を3回繰り返し、月末には国保に加入した場合、その月は社保が3か月分、国保が1か月分、あわせて4か月分の健康保険料が発生することになる。

【厚生年金保険料の救済制度】

厚生年金保険料についても、以前は健康保険料と同様に、同月得喪の場合はその月の保険料を徴収されていた。

しかし、平成27年10月の被用者年金一元化法の施行にともない、厚生年金保険料の二重払いを救済するため、厚生年金保険の適用事務が改正され、原則どおりに徴収された後、年金事務所から事業主に還付されることになっている。

【制度改正の必要性】

二重払いの問題がありながら、厚生年金保険料のみ救済制度が作られ、健康保険料は放置されてきている。

地域住民は、同月得喪により、1月のうちに2か月分、3か月分、もしくはそれ以上の健康保険料を負担しなければならない。健康保険料を労使折半により負担している事業主にとっても、同様である。

また、国保の窓口業務において、加入者に健康保険料の二重払いを理解してもらうことは、非常に困難である。

【支障の解決策】

そこで、健康保険法を改正することにより、社会保険料の月割算定における同月得喪の仕組みを見直し、健康保険料の二重払いを解消できると考える。

【自治体の事務における支障】

既に該当月分の健康保険料を支払っていると主張し、被保険者が国保税を納めない場合、国保税の滞納整理事務が生じている。社会保険の健康保険料は給与から天引きされるが、国保税は納付書などにより自ら納める

重点11(同月得喪)

普通徴収である(年金天引きを除く)ため、納付意思のない被保険者から徴収することは非常に難しいものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の国保窓口において、6月1日から社保に加入、6月6日に脱退(5日退職)した者の国保の加入手続きを行った。このまま6月末まで国保に加入していた場合、国保の6月分の保険料がかかると説明したところ、「退職した会社からも、6月分の社会保険料がかかると説明された。5日分の給与からは1月分の社会保険料が引き切れないため、給与が手元に残らないうえ、残りの社会保険料を別途請求されている。さらに国保の保険料を支払うのは納得できない。制度の見直しを求める。」と要望を受けた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・地域住民が1月分の健康保険料を二重、三重に支払うという不合理が解消され、加入者の経済的な負担が軽減される。
- ・同月得喪の保険料が発生しなくなれば、月末に加入していた保険に対して保険料を支払うという原則に例外がなくなるため、窓口業務において加入者の理解が得られやすい。
- ・法改正を行うことによって、厚生年金保険料の二重払いも発生することがなくなるため、年金事務所が実施している事業主への還付事務の削減にもつながる。また、事業主が還付された社会保険料を元従業員に返還する必要もなくなる。
- ・二重払いへの反発を理由に国保税を納めないというケースが発生しなくなり、滞納整理事務の軽減につながる。

根拠法令等

健康保険法第156条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市

○国保においては、同様に、加入者に健康保険料(税)の二重払いを理解してもらうことが非常に困難であるため、二重払いの解消を要望する。

○当市でも、本提案内容に関する被保険者からの苦情は発生しており、社会保険側に説明を聞くよう説明しているが、そのことにより、本来納税義務のある国保税の支払いを拒否するケースもあり、納得を得ることが難しい状況も発生している。本提案については、住民から制度の見直しを求める声も多く、国保税の公平な負担の確保に寄与するため。

○提案団体と同様、窓口においてトラブルになるケースが発生しており、制度の例外的な措置となることから、被保険者の理解が得られにくい。月末に国民健康保険に所属している場合、先に社会保険料が徴収され、国民健康保険料(税)の請求が後日となるため、国民健康保険側でのトラブルとなってしまう。保険料(税)の歳入減だけでなく、国保担当、徴収担当の負担は多大となっている。

各府省からの第1次回答

健康保険法(大正11年法律第70号)では第156条第1項において「被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とされており、例外として第3項では、「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。」とされていることから、被保険者が資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)は、資格を喪失する前に加入していた保険者及び新たに加入した別の医療保険者の双方から保険料が賦課されます。

健康保険は、(厚生年金と異なり、)多数の保険者が各々で運用しており、被保険者が同月得喪となる場合、すなわち、同月内に複数の医療保険者の資格を有した場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。

重点11(同月得喪)

ご提案のように、同月得喪の場合にその月分の保険料を算定しないこととすると、保険料を徴収していない者に対して、保険給付を行う可能性(加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性)が生じます。

さらに、公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることから、適切ではないと考えています。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	402	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の支払事務及び請求事務の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金について、都道府県から国保連に対する直接支払、市町村から都道府県への直接支払部分の請求事務を省略できることとする。

具体的な支障事例

- ・平成30年度に保険者を都道府県とされて以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となっている。
- ・令和3年の時点で、47都道府県中18県のみ当該制度を利用している。
- ・交付金の請求は、国保連直接払分に加え被保険者への支払分を合計した金額を市町村から都道府県へ請求する事務が基本となっている。
- ・国保連直接払において、都道府県から受けた交付金を市町村はそのまま国保連へ支払っており、都道府県から国保連へ支払った方が合理的である。
- ・また、国保連直接払分について、市町村は毎月多額の支払いを行っている。全額都道府県から補填されるとはいえ、一時的には立替え払いのような状態になり、比較的規模の小さい特別会計にとっては、資金繰りが負担になっている。
- ・なお、国保連直接払分を都道府県から国保連に支払うこととしても、市町村から都道府県への請求事務は一部残ったまま(出産一時金分)となる。
- ・については、全都道府県において、国保連への直接払分については市町村を経由することなく交付金を支払う制度として頂きたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国保連直接払分を市町村から都道府県が直接払いする事務を行った場合、及び現金給付分の事務が簡素化された場合、市町村会計事務の効率化及び適切化が図られる。

根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市

○当県では当該制度を利用していないが、本提案の実現により、県が当該制度の利用を開始することで、市がこれまで行ってきた交付金請求事務が軽減され、業務効率化に寄与されるため。

各府省からの第1次回答

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」(平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	404	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務及び保険給付費支払い事務の見直し

提案団体

市原市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。

具体的な支障事例

平成30年度に保険者を都道府県とされて以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となっている。

ただし、交付金の請求については、市町村から都道府県へ請求する仕組みとなっているほか、療養費の現金給付分については市町村が交付金を収納する必要がある。

上記理由により都道府県における導入が進んでおらず、令和3年の時点で当該制度を利用しているのは47都道府県中18県のみとなっており、市町村に事務負担が残っているところ。

(参考)

交付金請求書等作成事務・・・月2時間×1人

保険給付費支払い事務・・・月1時間×1人

ついては、

1. 全都道府県において、市町村を経由することなく国保連に直接交付金を支払う制度として頂きたい。
2. 現金給付分の事務についても簡素で効率的な制度として頂きたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付金請求事務及び国保連への保険給付費支払い事務の省略により、市町村における毎月の所要額調書や交付申請書、出納関係書類等の作成といった関係事務がなくなり、職員の事務負担軽減が見込めるとともに、当該事務に要していた時間を他の事務に当てることが可能となり、時間外手当等の支出削減等につながる。

根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市

○当県では当該制度を利用していないが、本提案の実現により、県が当該制度の利用を開始することで、市がこれまで行ってきた交付金請求事務が軽減され、業務効率化に寄与されるため。

各府省からの第1次回答

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」（平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	407	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県から国保連合会に対する交付金(現物給付に係る給付費)の直接支払の推進

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村を介さずに、都道府県から直接国保連合会に対して普通交付金を支払うことを推進するために、普通交付金の収納に関する事務を市町村が国保連合会に委託することについて全都道府県が推進することを求めるもの。

具体的な支障事例

市町村は国保連合会に普通交付金の収納事務を委託することで、国保連合会から直接都道府県に対し診療報酬支払総額の通知が行われるとともに、都道府県から直接国保連合会に対して診療報酬の支払総額を交付金として支払うことができる制度となっているにもかかわらず、実施に至っていない自治体が存在する。

当該交付金については、市町村を経由して国保連合会に支払う場合、市町村において収入・支出に係る会計事務等の事務負担が毎月発生し、煩雑である。また、国保連合会への支払期限までに市町村への入金がなされなかった場合、キャッシュフローに悪影響が生じる。

ついては、全都道府県において、市町村を経由することなく国保連合会に対し交付金を支払うことを推進していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村における毎月の所要額調書等の関係事務が不要となり、事務の効率化が図られる。また、キャッシュフローの悪化を防ぐことができる。

根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」(平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	403	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険高額療養費の支給申請及び審査事務を簡素化する場合において、現行は市町村が国民健康保険法施行規則第27条の17に基づき別段の定めをする必要があるが、別段の定めを必要としない制度に改正して欲しい。

高額療養費の支給申請及び審査事務の簡素化について、標準システムに標準装備していることとスキームの広報をし、簡素化がより普及されるようにしてほしい。

具体的な支障事例

- ・国民健康保険に係る高額療養費の支給については、該当月ごとに高額療養費の支給申請書の提出及び審査事務が必要になっているが、平成29年3月31日(70歳以上の手続簡素化)及び令和3年3月17日(全世代の手続簡素化)に国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたため、市町村の判断で別段の定めをすることで手続の簡素化が可能になった。
- ・しかしながら、現状は全国的な展開にはつながっていない。これは、システム改修及び別段の定めを行うことの負担によるものと考えられる。
- ・こうした現状を踏まえて、政令等において簡素化を可能とし、別段の定めが不要となるよう提案するもの。
- ・簡素化の事務処理にあたり、スキームの構築が難しい面がある。システムで管理するのが容易だが、独自で準備することとなり、費用の検討から始まることとなる。標準システムには標準装備していただいたようだが、標準システムに装備した旨の広報もしていただき、簡素化がより推進されるよう提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ① 被保険者の利便性向上
 - ・2回目以降の申請行為が不要となる。市役所に行かずに済む。
 - ・領収書の提出が不要となる。領収書を紛失した場合は、医療機関に支払証明をもらいに行く必要があり、高齢者や健康でない人にとっては負担が大きかったがその解消が見込める。
- ② 行政の効率化
 - ・全国の市町村において、窓口申請数の減小が見込める。
 - ・事務の効率化が加速することが見込まれ、時間外勤務等の縮小が見込める。
 - ・簡素化に該当した場合は、決定通知だけ送付するので、郵送事務(費)の縮小が見込める。

・県内標準様式が必要なくなる。

③ 県単位での国保統一化への貢献

・簡素化を実施する市町村が増えることで、制度の統一化が進み、全国一律で被保険者が同じサービスを受
受ける状態に近づく。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第 27 条の 16、第 27 条の 17

70 歳から 74 歳までの簡素化：平成 29 年 3 月 31 日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平
平成 29 年厚生労働省令第 52 号）

全世代の簡素化：令和 3 年 3 月 17 日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働
省令第 49 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、大野城市、佐世保市、大村市、雲仙市

○簡素化により、住民サービスの向上と業務効率化が大きく進んだことから、他市における導入を推進するた
め。

○高額療養費に係る事務手続の簡素化については、要綱に基づく個別対応から、政令による統一対応に変更
することで事務処理の負担軽減につながると考える。

○二地域を拠点とする活動支援に関して令和 7 年 1 月 24 日の石破総理による施政方針演説で取り上げられて
おり、政府において今後推進が図られることが見込まれる。当市においても農業インターン等の活動で二地域を
拠点とする活動の推進を図っているところであるが、他市区町村の被保険者であるインターン生が高額医療の
対象となった際には保険者へ月毎の申請が必要であり、インターン生の負担が大きく今後支障となることが予想
される。高額療養費申請の簡素化が全国的に一般的となることで、離れた場所で医療を受けた場合でも還付の
ための申請書提出が不要になり、被保険者及び保険者・本市の事務的負担が軽減されることが見込まれ二地
域居住の益々の推進が図られるものと思料している。なお、この提案は管理番号 405（ふるさと住民登録制度等
の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等）の提案にも関連する
が、高額療養費支給簡素化推進の観点から 403 の追加共同提案とする。

各府省からの第 1 次回答

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断
によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。

なお、周知広報については、以前の通知・事務連絡の再周知を検討する。

（参考）手続きの簡素化によるデメリット（平成 28 年 12 月 20 日付け保国発 1220 第 1 号厚生労働省保険局国
民健康保険課長通知より抜粋。）

①滞納者との接触の機会が失われること

③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費
を支給してしまう可能性があること

④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処
理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発
生すること

⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあ
るが、その機会を失うこと

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	408	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化を行う場合、市町村において要綱等により別段の定めを行う必要があるが、制度として申請簡素化を可能とするために、省令等の改正を提案するもの。

具体的な支障事例

国民健康保険に係る高額療養費の支給(現金支給)については、該当月ごとに支給申請書の提出が必要であるが、国民健康保険法施行規則の一部改正が行われ、要綱等による別段の定めを行うことで支給申請手続の簡素化が可能となったところである。

しかしながら、要綱制定等に要する事務負担は全国的な展開の阻害要因であると考えられるため、省令等において簡素化が可能となるよう提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村における別段の定めが不要となることから、事務負担の軽減となるとともに、都道府県においても標準様式等の作成が不要となる。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16及び第27条の17

70歳から74歳までの簡素化:平成29年3月31日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第52号)

全世代の簡素化:令和3年3月17日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。

(参考)手続きの簡素化によるデメリット(平成28年12月20日付け保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。)

- ①滞納者との接触の機会が失われること
- ③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること
- ④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること
- ⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	132	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

各府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものとする。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	287	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止

提案団体

長岡京市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。

具体的な支障事例

導入促進基本計画により事業者が享受できる優遇措置の内容については、市区町村による裁量がなく（地方税法による固定資産税の軽減措置など）、同計画が形骸化している。計画の管理（更新作業）に労力が必要なことと、事業者においては国の制度以外に市区町村の計画も把握する必要があり、情報が煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者の利便性向上を図ることができるうえ、計画策定を行う市区町村の負担軽減や、市区町村から提出された計画を確認する（経済産業大臣の同意が必要）経済産業省の負担軽減につながる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第49条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市

○事業者及び市町村の事務負担軽減を図るために簡略化すべきと考える。
 ○事業者が享受できる優遇措置の内容は地方税法で定められた固定資産税の軽減措置であり、市に裁量がなく導入促進基本計画も形骸化しているため、優遇制度は維持しつつ、市区町村が作成する同計画の簡略化や廃止が望ましい。
 ○導入促進基本計画の制定、変更に係る事務負担は少なくはなく、簡略化を図る制度改正の趣旨には賛同す

る。

各府省からの第1次回答

中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。

導入促進基本計画は、固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画であることから既存の計画等との統廃合や廃止は困難。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難。

なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、記載事項のこれ以上の簡素化は困難であるものの、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。